加 農 第 2240 号 令 和 7 年 10 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)		加古川市				
		(28210)				
地域名 (地域内農業集落名)		野口町水足地区				
		(水足)				
物業の幼用を取り	<u> </u>	令和7年9月29日				
協議の結果を取りまとめた年月日		(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本地域では、集落営農組織である株式会社水足営農が地域農業の担い手として水足地区の農地の約32%を管理している。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲・大豆・露地野菜を主要作物とする。また、担い手の農地利用について現状維持に努める。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	25.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた	農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項	5
\circ	一皮 木りが ヘリカエフノバードバル	ルタカル・シングルーロング つんじゅうしょう かんしゅう ひんしゅう マンタンタン・カース	

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、株式会社水足営農を中心に現状の農地の集積面積及び団地面積を維持する。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、 段階的に集積・集約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針

農地の基盤整備済み。(昭和59年度)

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。

また、新規就農者を積極的に受け入れる。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、個人農家の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業体が出てきた場合、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	4	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】